

## 鳥取県告示第802号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字倉坂字宮坂1223から1225まで、字加美山1208から1211まで、字一ノ谷1197の1から1197の5まで、字奥山西平1173の1、1173の2、1173の5・1173の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の37、1173の133、1173の135から1173の139まで、1173の140・1173の152から1173の154まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の155、1173の156、1173の157（次の図に示す部分に限る。）、1173の158から1173の163まで、1173の164から1173の171まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の172から1173の175まで、1173の176から1173の181まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の182、1173の183（次の図に示す部分に限る。）、1173の184、1173の185・1173の186（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の187から1173の197まで、1173の199から1173の202まで、1173の205から1173の217まで、1173の220から1173の234まで、1173の241（次の図に示す部分に限る。）、1173の242、1173の243から1173の247まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1173の248から1173の270まで、1173の366、1173の370、1173の372、1173の374、1173の384、1173の389、1173の392、1173の396、1173の398、1173の402、1173の404、1173の408、1173の411、1173の412、1173の419、1173の423、字今地谷1085の1、1086、1087、1091、1095から1098まで、1100、1101の1、1102の1、1103から1105まで、字向屋敷1106の1、1107の1、1108、1109の2、1110、1111の1、1111の3、字小水谷1120の1、1120の3から1120の7まで、1123、1124、1125の1（次の図に示す部分に限る。）、字壺本松谷1112から1116まで、1117の1、1118、1119、字小田又1126の1から1126の3まで、1128の1、1129の1（次の図に示す部分に限る。）、1129の2、1129の4、1129の6、字鶏塚1143の1、1143の2、1143の5から1143の7まで、字奥山ノ内中谷1148の3から1148の5まで、1148の49から1148の57まで、1148の65、1148の68、1148の70、1148の72、1148の74、1148の76、1148の88から1148の91まで、1148の100、1148の103、1148の108、1148の112、字滝ノ上1132、1133、字奥小田股1162の1、1162の3、1162の4、1162の6、1163、1164、1165の1、1166の1、字奥山ノ内湯頭1149の8、1149の76、1149の77、字湯頭1150の1、字奥山東平1141の1、1141の2、1141の5・1141の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1141の27、1141の30、1141の31、1141の33から1141の56まで、1141の57・1141の58（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1141の59から1141の61まで、1141の62（次の図に示す部分に限る。）、1141の63から1141の94まで、1141の96・1141の98から1141の100まで・1141の102から1141の108まで・1141の110から1141の112まで・1141の114から1141の118まで（以上19筆について次の図に示す部分に限る。）、1141の120、1141の122、1141の124、1141の136、1141の137、1141の139、1141の140、1142

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）